

要介護認定情報提供に係る運用変更のご案内

令和7年11月から変わります



平素は、美唄市の行政運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、認定情報提供の運用見直しに伴い、「要介護認定情報提供申出書」の様式を11月より変更いたします。
皆様には、趣旨をご理解の上、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

申出書の様式変更

11月より、要介護認定情報提供申出書の様式が新しくなります。旧様式での申出は受付できなくなりますので、11月以降に申出の際は、必ず新様式をご使用ください。新様式は、介護保険係窓口または美唄市のホームページからダウンロードできます。

身分確認の変更

申出者が認定情報提供を受ける資格を有することを確認するため、以下の身分証明書類が必要となります。

<必要書類>

1. 申出者の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）
2. 申出者が当該事業所等に在職していることを証明する書類
(例)社員証：氏名、顔写真、事業所名、事業所住所等が表示されているもの
※社員証等の在職を証明するものが無い場合には、美唄市で用意している【認定情報提供に係る在職証明書】(ホームページにてダウンロード可)を添付してください。
3. 契約書の写し(施設内でのケアプラン作成を目的とし、入所後2カ月未満の場合)

<確認方法>

申出の際、上記必要書類1、2を提示、3は写しを添付してください。

※郵便で提出される場合は、上記必要書類の写しを添付し、切手を貼付した返信用封筒が必要となります。

11月以降は、上記の書類が全てそろっている場合に限り、認定情報提供の申出を受け付けます。特に、身分証明に加えて、在職証明の確認が必須となりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

美唄市役所 介護保険係(1階4番窓口)
Tel : 0126-63-0461
Mail: kaigo@city.bibai.lg.jp